

第4章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針

1-1. 土地利用に関する基本的な考え方

西条市の土地利用は、これまでの区域区分制度により、市街化区域において集中的かつ効果的に都市基盤整備が進められ、周囲を農地や樹林地等の良好な自然環境に囲まれた、コンパクトな市街地が形成されています。

しかし、一方で、市街化調整区域におけるコミュニティの衰退等の弊害も顕在化し、市街地の拡大力も減少する中で、区域区分が廃止されました。

現在では、区域区分の廃止に伴い、特定用途制限地域などの指定による新たな土地利用の規制・誘導を行っています。

土地利用に関する基本的な考え方として、地域のバランスを念頭におきながら、良質かつ水量豊かな水の供給源となる水源地域を保全しつつ、これまで培ってきた都市基盤を活かし、今後とも市街地の環境の維持・改善を図ります。

市街地周辺部においては、自然環境と調和したゆとりある田園居住空間としての活用に配慮した土地利用を図ることにより、計画的な土地利用の規制・誘導を推進します。

また、農地や山間部など市街地の郊外部には、自然環境や農林業生産環境の保全に努めます。

■土地利用の配置体系

土地利用区分	
都市的土地利用	・ 中心商業地
	・ 地域商業地
	・ 中心商業地周辺既成住宅地
	・ 専用住宅地
	・ 一般住宅地
	・ 複合地
	・ 工業地
	・ 市街化誘導地
	・ 産業居住地
	・ 沿道サービス地
自然的土地利用	・ 自然共生地
	・ 田園環境保全地
	・ 山麓景観保全地
	・ 自然環境保全地

1-2. 土地利用方針と配置方針

(1) 都市的土地利用

市街地では、都市機能の充実と良好な都市環境の形成を図るため、用途地域の範囲を基本として、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

住工混在地区や現状の土地利用と用途地域の指定が一致していない地区では、居住環境の保全に努めながら、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区の指定、地区計画の導入などを検討します。

中心商業地	・JR伊予西条駅から市役所にかけての一带は、西条市の中心部に位置し、JR伊予西条駅を交通の結節点として、官公署などの公共公益施設をはじめ、商店街や飲食店街が集積しています。しかしながら、郊外部への商業施設の分散に伴い、商店街においては空き店舗の増加等による空洞化が進み、また、各種施設間のつながり、施設の案内、防災面などにおいて、都市機能が十分果たされていない状況です。 ・したがって、これらの不足した都市機能を総合的に連携整備することにより、施設間の回遊性や憩いの環境を創出し、中心市街地への吸引力の向上を図るとともに、良質な都市居住空間を創出することにより、定住人口の増加に努めます。
地域商業地	・東予総合支所周辺、丹原総合支所周辺、小松総合支所周辺では、公共公益施設や店舗や事務所などと住宅地との調和を図りながら、地域の中心地としての利便性向上と居住環境の保全に努めます。
中心商業地周辺 既成住宅地	・陣屋跡周辺等は、古くから城下町として形成されてきた市街地であり、狭隘な区画道路、木造住宅の密集等防災上多くの問題を抱えている地区です。しかし、一部には歴史を感じるまちなみやコミュニティ等、西条市の特性を印象づける地区もあり、この個性を尊重しながら防災機能の向上を図る地域として、魅力ある市街地を誘導します。
専用住宅地	・戸建て住宅を中心とした低層な住宅地を形成している地区においては、専用住宅地として位置づけ、良好な居住環境の維持を図ります。
一般住宅地	・中心商業地や地域商業地周辺の市街地においては、環境保全に配慮した居住空間の改善を図るとともに、利便性の高い住宅地の整備を図ります。

複合地	・用途地域内の幹線道路沿道など、住・商・工の土地利用の複合化が進んでいる地域においては、それらの良好な共生を目指した複合地区と位置づけ、施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途に相互に配慮した土地利用を誘導します。
工業地	・工業地については、主に主要地方道壬生川新居浜野田線より北側の臨海部を位置づけます。 ・工業地は、未利用地への企業誘致を促進するとともに、新たな工業用地の確保に努め、未操業企業の早期操業化を促進し、豊富な水資源、高速道路等の交通網や高速通信網など優れた立地条件を活かした、四国屈指の産業都市にふさわしい工業の集積を図ります。
市街化誘導地	【住宅地】 ・既成市街地の隣接部においては、市街化を誘導する地域と位置づけ、用途地域の指定の必要性を検討します。 〔市街化の誘導を検討する地区〕 【朔日市・新田地区】 ・工業立地や新たに増加する人口の受け皿として、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。 土地利用方針図 No① 【JR 壬生川駅西地区】 ・生活拠点の一翼を担うよう、地区計画等による駅東地区の既存の商業・業務機能と一体となった高次都市機能の集積について検討します。 土地利用方針図 No②
産業居住地	・いよ西条インターチェンジ周辺は、テクノポリス構想の東予テクノパークから、国道 11 号沿道にかけてのゾーンであり、東予丹原インターチェンジ周辺とともに、インターチェンジ周辺という立地条件を活かした土地利用形成を図る地域と位置づけ、周辺の居住環境や営農環境の保全を考慮しながら、広域流通拠点施設等の立地を誘導します。 ・幹線道路沿道などの工場等が立地する地域を産業居住地と位置づけ、周辺の居住環境や営農環境の保全を考慮しながら、一定の工業施設や流通施設などの立地を誘導します。
沿道サービス地	・沿道サービス施設や工業施設が見られる道路沿道は、周辺の良好な居住環境と調和した沿道サービス地として位置づけ、工業やサービス業、飲食店を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図ります。

(2) 自然的土地利用

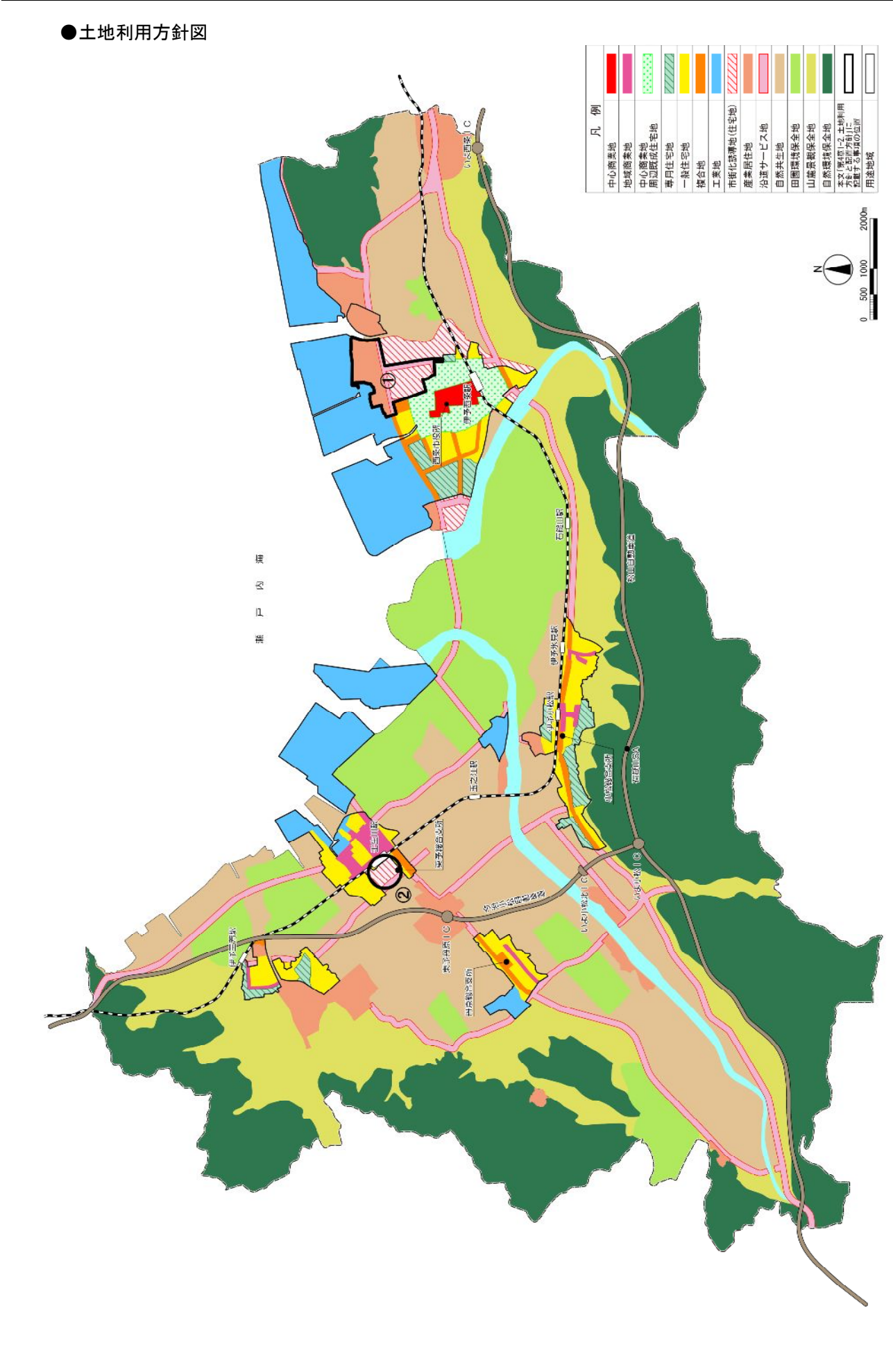
まとまった優良農地やほ場整備などの基盤整備を実施した農地では、農業生産環境の維持のために、農地の保全を図ります。

用途地域に隣接する地域では、無秩序な市街化を抑制するために、開発許可の適切な運用に努め、土地利用の規制誘導を図ります。

また、地域の特性や居住環境に配慮しながらも、農村集落ではコミュニティの維持や地域の活性化に、また、幹線道路沿道やインターチェンジ周辺では土地の有効利用に向けて、必要に応じて計画的に各種手法を検討します。

市街地の背景となる山林・丘陵地は林業の基盤としての機能に加え、国土の保全、水資源のかん養、保健休養、自然的環境の保全、動植物の保護等の公益的機能が発揮できるように保全に努めます。

自然共生地	・農業集落と住宅地が複合する地域であり、今後も快適性、防災性に優れた良好な居住環境の形成を図るため、計画的に住宅の配置を図り、農地等の自然と共生するゾーンと位置づけます。
田園環境保全地	・加茂川や中山川等の主要河川沿いに広がる大規模な優良農地を、地域資源と一体的に保全する地域と位置づけます。
山麓景観保全地	・山麓に立地した社寺やお遍路道等、西条市からの街道風景が残されているゾーンであり、これからの歴史遺産を周辺の風景とともに保全するゾーンと位置づけます。 ・このゾーンには「四国のみち」も整備されており、市民との協働により景観ガイドライン等の景観誘導策の施行を目指します。
自然環境保全地	・保安林など良好な自然環境の保全を図るとともに、南部に見られる石鎚山などにおいては、水源かん養機能の維持及び土砂流出などの防災機能の維持を図るとともに、自然環境や自然景観の保全、森林の育成を促進します。



2. 市街地整備の方針

2-1. 市街地整備の基本的な考え方

市街地整備の方針は、用途地域内の非住居系の地域と土地利用の方針で位置づけた市街化誘導ゾーンについて、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトな都市づくりを推進していくための方針を定めます。

また、都市計画法の改正によって規制が強化された大規模集客施設の立地調整についても方針を定めます。

2-2. 市街地整備の方針

(1) 市街地

① JR 伊予西条駅周辺（都市再生整備計画・中心市街地活性化基本計画）

西条市の中心市街地である JR 伊予西条駅周辺は、空き地・空き店舗等の増加や来訪者の減少がみられ、その活力が失われつつあることから、都市再生整備計画等に基づき整備を行った地域交流情報センター（新図書館）や鉄道歴史パーク in SAIJO 等の利用促進を図り、西条市の顔にふさわしい都市空間づくりを進めています。今後とも、地域住民の利便性や来街者に対する快適性の向上を図るため、回遊性のある道路、歩行空間の整備やユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を推進し、人・もの・情報が集うまちの拠点としての賑わいを創出します。

② JR 壬生川駅周辺（都市再生整備計画）

J R 壬生川駅の東側では、道路の整備、市街地の基盤施設や商店街の環境を整備し、商業・業務機能等の既存中心市街地の整備を図ります。

J R 壬生川駅の西側では、駅東地区の活性化を支援する地区計画等を検討し、西条市の魅力ある都心交流軸の一翼を担う新たな顔づくりとして、高齢化・少子化社会に対応する福祉・介護・保育機能と地域活力を誘発する情報交流機能や生活子育て支援機能等を誘導します。

③ 地域生活拠点

a. 丹原市街地

丹原地域の市街地は、主要地方道壬生川丹原線の東に平行して通る讃岐街道沿いに約 150 軒の商店・事務所が連なる日常買回り品を中心とした商店街があり、そのまわりに住宅地が広がっています。

本地域の北東約 2km にある今治小松自動車道東予丹原インターチェンジ周辺に大規模な商業施設が立地したため、小規模な店舗が多い本地域では、今後、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。しかし、移動手段を持たない高齢者等にとっては欠かせない店舗も多いことから、本地域の商業機能の維持を図ります。

また、周辺の住宅地については、生活道路の整備等により住環境の向上を図ります。

b. 小松市街地

小松地域の市街地は、国道 11 号沿道と J R 伊予小松駅から南に延びる商店街を中心に、まわりに住宅地が広がっています。商店街は、日常買回り品が中心となっていますが、近年は、徐々に空店舗が増加しています。しかし、本地域は、西条や壬生川等の商業集積地とは離れており、地域住民の日常買回り品購入の場として商業機能の維持を図ります。

また、周辺の住宅地については、生活道路の整備等により住環境の向上を図ります。

(2) 交通結節点及び幹線道路沿道

① インターチェンジ周辺

a. いよ西条インターチェンジ

松山自動車道いよ西条インターチェンジは、国道 11 号沿道に位置し利便性が高く、また、西条地域の住宅市街地から 5km 程度離れており、流通業務施設等の非住居系施設立地の好適地となっています。このため、周辺環境との調和に配慮しつつ、流通施設や商業施設等の集積を促進し産業拠点の形成を図ります。

b. 東予丹原インターチェンジ

今治小松自動車道東予丹原インターチェンジ周辺では、土地利用規制の緩和に伴い大規模な商業施設が立地するなど開発が進んでおり、交通結節点の利便性を活かした流通業務地の形成とあわせて、新たな交流核としての拠点形成を図ります。

② 国道 11 号沿道

国道 11 号沿道は四国有数の交通量があり、東側の平地部では大規模集客施設等の立地もみられることから、後背部の営農環境との調和を図りながら、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、西側の小松地域等では山麓部を通るため商業施設の集積は少ないものの、地域の生活に密着した店舗等が立地しており、後背部の住宅地とあわせて、居住環境の改善を進めます。

③ 国道 196 号沿道

壬生川の市街地内では、沿道に建物が密集しており交通量も多いことから、近隣商業施設等の地域サービス機能と住宅機能とが調和した沿道環境の創出を推進します。

その他の沿道では、商業施設等が点在しており、後背部の営農環境等と調和した適正な土地利用の誘導を図ります。

④ 主要地方道壬生川丹原線沿線

主要地方道壬生川丹原線沿いは、商業施設の集積する J R 壬生川駅東地区、新しい都市づくりを目指して地区計画等を検討している J R 壬生川駅西地区、流通や商業施設等の産業拠点づくりを行っているインターチェンジ周辺地区に接続しており、それぞれの拠点の連携を図る交流軸としての沿道形成を図ります。

(3) 産業集積地

① 西条臨海工業用地周辺工業地

港新地や主要地方道壬生川新居浜野田線と臨海工業地に挟まれた地域等の臨海工業地周辺は、隣接する道路網、用排水路、その他公共施設等の改良整備を図り、臨海部の工業地と一体となった産業拠点の形成に努めます。

② 東予インダストリアルパーク周辺工業地

東予インダストリアルパークは、今治小松自動車道の開通を契機に企業立地が進みましたが、未分譲地についても積極的に企業を誘致し、西条市における産業拠点として就業の場の創出を図ります。

③ 港周辺（流通業務地）

東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。

今後とも、経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化に対応するため、港湾計画等との整合を図りつつ、港湾機能の強化を図ります。

(4) 市街化誘導ゾーン

市街化誘導ゾーンについては、短・中・長期といった、段階的な用途地域の指定を検討し、計画的な市街化誘導を図るとともに、地区計画等の誘導手法による基盤整備に努めます。

その具体的な取り組みとして、当面、現行の用途地域に隣接する朔日市・新田地区、JR 壬生川駅西地区を対象に、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。

(5) 大規模集客施設の立地調整

都市計画法の改正により、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域以外の都市計画区域内には 10,000 ㎡超の大規模集客施設は建築することができなくなり、さらに、西条市では準工業地域での立地規制も行っています。

一方で、都市計画提案制度の拡充により都市計画提案権者が開発事業者にも拡大され、開発整備促進区を定める地区計画などを提案することで、地域等との調整が整った場合には開発が可能となっています。

事業者等により大規模集客施設の立地を目的とした都市計画提案が出された場合には、地域によっては周辺の道路や住環境等へ大きな影響を与えることや近隣都市の中心市街地などへの影響も考えられるため、現在の土地利用状況や将来の土地利用転換の方向性、道路の整備状況、地域住民との合意形成状況などの視点を踏まえて、大規模集客施設の立地のあり方を判断していきます。

3. 都市施設整備の方針

3-1. 交通施設整備の基本的な考え方

西条市内における交通渋滞の解消や広域連携軸の強化等のため、国道（バイパス）・県道等の幹線道路やそれらを補完する道路の整備を計画的に進めます。

また、誰でも安全・快適に移動できる交通網の確立を目標として、幹線道路網の整備とともに、生活道路や歩行者・自転車道の整備や公共交通機関の充実など、ひとにやさしい交通体系の確立を目指します。

3-2. 交通施設整備の方針

（１） 道路に関する整備方針

① 広域幹線道路（高速道路・国道・主要な都市計画道路）

a. 松山自動車道、今治小松自動車道

松山自動車道が松山市まで全線 4 車線化されたことで環瀬戸内圏諸都市等との連絡が一層スムーズになったことから、今後も産業、観光等の広域的な連携の主軸として機能の維持を図ります。

今治小松自動車道は、西条市内では整備されていますが、広域連携軸としての機能強化のため、今治湯ノ浦インターチェンジから今治インターチェンジまでの整備による全線開通を促進します。

b. 国道 11 号西条バイパス、小松バイパス、主要地方道壬生川新居浜野田線

国道 11 号バイパス及び主要地方道壬生川新居浜野田線は、国道 11 号の交通緩和や産業活動の支援、広域的な交流促進のため、全線計画決定幅員での整備を促進します。また、平成 18 年に東予有料道路が無料化され、西条バイパス等の交通量が増加しているため、安全性の確保に努めます。

c. 国道 11 号

都市間を連携する主要な幹線である国道 11 号（都市計画道路加茂川大橋福武線、都市計画道路妙口氷見線等）は、国道 11 号バイパスが整備されることにより期待される役割は低くなるものの、地域拠点等を相互に結ぶ東西の幹線であり、歩行者の安全や景観等にも配慮した整備を進めます。なお、国道 11 号バイパスが整備されるまでは、広域幹線道路に位置づけます。

d. 国道 196 号

海岸部を通る国道 196 号は、山麓部を通る国道 11 号とともに古くから広域幹線道路となっており交通量が多く、今後も東予有料道路が無料になったことなどから、さらに交通量が増大することが予想されます。このため、国道 196 号の交通容量の拡充が求められますが、壬生川等の市街地内では沿道に店舗や住宅地等が連担し現道の抜本的な改良は困難な状況にあります。このため、都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進することにより、通過交通の分散化を図ります。

c. 国道 194 号

国道 194 号は西条市と高知市を結ぶ広域の連携軸で、平成 14 年の大樽トンネルの供用開始により全線改良が完了しました。今後は、臨海部に続く路線等との連携を強化することなどにより、臨海部の工業地帯との連結をはじめ、四国南部の各都市との連携向上を図ります。

② 都市間幹線道路（広域幹線道路を補完して、近隣の都市間を連絡する道路）

a. 壬生川丹原線

主要地方道壬生川丹原線は、国道 11 号と国道 196 号を結ぶなど南北の幹線軸となっており、また、沿道部での民間開発が進み交通量の増大が予想されることから、歩行者や自転車等の安全確保など快適で安心な沿道環境の創出等に努めます。

③ 都市内道路（市街地内を循環する道路）

都市内道路は、広域幹線道路や都市間幹線道路から流入する交通を効率的に処理するための補助的な幹線道路であり、災害発生時の避難路、延焼防止線としての役割も担う道路であり、西条市の総合的な交通体系の確立に向けて計画的に整備を進めます。

都市計画道路北条新田高松線は、主要地方道壬生川丹原線の交通量を緩和し、東予インダストリアルパークから東予丹原インターチェンジへの連絡道路ともなることから、整備を促進します。

都市計画道路楠浜北条線は、主要地方道壬生川丹原線から国道 196 号に至る路線で、まとまりのある住宅地を形成している三芳や国安の市街地を通るなど地域交流の軸となる重要な路線であることから、未整備区間の整備に努めます。

その他、地域間を連携する都市計画道路についても、道路整備計画等に基づき計画的に整備を進めます。

④ 生活道路（日常的に利用する道路）

合併による旧市町間の生活圏域の連携強化や地域内の生活道路の整備も重要な課題となっています。このため、道路整備計画等に基づき計画的に整備や維持・改修を進めます。

⑤ 歩行者系ネットワーク道路

変化に富む自然環境や「四国のみち※」、「新四国のみち※」の“水の郷・さいじょうアクリート”を活用して、歩行者系ネットワーク網の構築を図ります。

中心市街地には、アーケードや御舟川緑道、アクアトピア水系など歩行者が中心となる路線が整備されており、これら路線の充実や延伸等による機能の拡充を図ります。

※「四国のみち」とは、四国の良さを再発見するために国が整備した四国一周の遊歩道のことである。

※「新四国のみち」とは、地域の資産となり、地域外の人たちにとっても魅力となる、安全快適な歩行者空間等整備事業をいう。

(2) 公共交通に関する整備方針

市内の公共交通機関として、ＪＲ予讃線の７駅を有する鉄道、瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、伊予鉄道(株)のバス路線、四国開発フェリー(株)の大阪南港を結ぶ１日２便のフェリーがあります。これらの交通機関は大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者等の移動手段として重要であり、路線網の充実促進等とあわせて利用の促進を図ります。

ＪＲ予讃線は、市民や観光客等の来訪者にとって重要な公共交通手段であることから、その利用を促進するため、軌道可変電車（フリーゲージトレイン）の導入及び鉄道の複線化を視野に入れた輸送力の増強や、パーク・アンド・ライド機能の強化等、サービス水準と利便性の向上に努めます。

路線バスは、市民生活における移動手段の確保と利便性の向上を図るため、現行路線の維持に努めます。また、福祉施策とも連携を図りつつ、市内を循環するコミュニティバス等の運行の可能性についても検討します。

(3) その他の交通施設の整備方針

① 駅前広場等

鉄道歴史パーク in SAIJO 等の整備を行ったＪＲ伊予西条駅周辺は、交通結節点に相応しい交通機能はもとより、西条市の玄関として、水を活かした憩いの空間整備、観光・産業の情報案内拠点としての機能充実を図ります。

駅構内については、施設の近代化、バリアフリー化の促進とともに、駅南側住宅地への連絡通路の整備を行い、中心市街地への交通の円滑化及び利便性の向上を図ります。

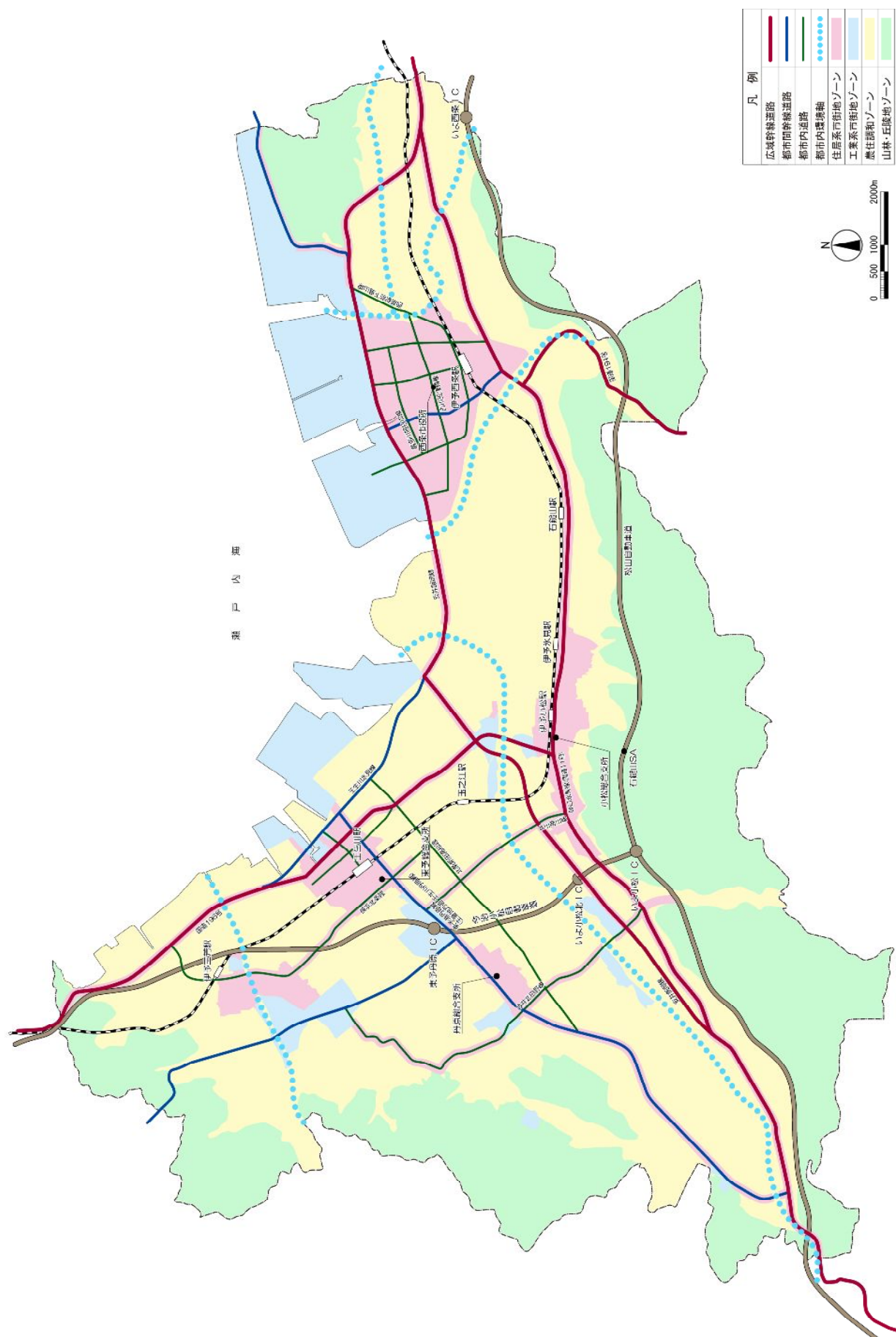
② 駐車場

中心市街地においては、総合福祉センター、総合文化会館等の各施設や商店街、飲食店などが利用できる共同駐車場の整備を進め、車による来訪者に対する便宜を図るとともに、中心市街地の回遊性の向上に資する環境づくりに努めます。

③ 港湾

企業立地の進展やそれに伴う物流の増大に対応して、港湾計画との整合や環境との調和を図りつつ、公共岸壁、防波堤、航路、臨海道路等の港湾機能の強化を促進するとともに、良好な港湾環境の形成を図ります。

●交通施設整備の方針図



3-3. 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備に関する基本的な考え方

西条市は、石鎚連峰に代表される山岳や峡谷、河川などの優れた自然環境を有しており、生活環境の保全や市民のレクリエーション、観光面等に重要な役割を担っています。

これら貴重な自然資源や既存の公園緑地を活かしながら、都市基幹公園・住区基幹公園等の整備を推進します。公園緑地の整備にあたっては、整備の指針となる「緑の基本計画」を策定し、西条市の特性にあわせた公園緑地の整備を進めます。

(2) 公園・緑地の配置方針

① 都市基幹公園

都市基幹公園として、総合公園 2 箇所、運動公園 2 箇所が都市計画決定され、現在、小松中央公園の一部に未整備区域を残すほかは、供用されています。

今後とも、未整備区域の計画的な整備を進めるとともに、都市公園が不足している西条市の東部においては、住民に親しまれ、レクリエーション・防災機能の拠点となる東部公園の整備を進めます。

② 住区基幹公園

住区基幹公園は、街区公園が 21 箇所、近隣公園が 3 箇所、地区公園が 1 箇所都市計画決定され、平成 20 年度に丹原中央公園（近隣公園）の一部が供用されています。

しかし、地域別にみると格差もみられることから、自然緑地や地域のバランスに配慮しながら、市民が身近に利用できる都市公園の適正な配置に努めます。

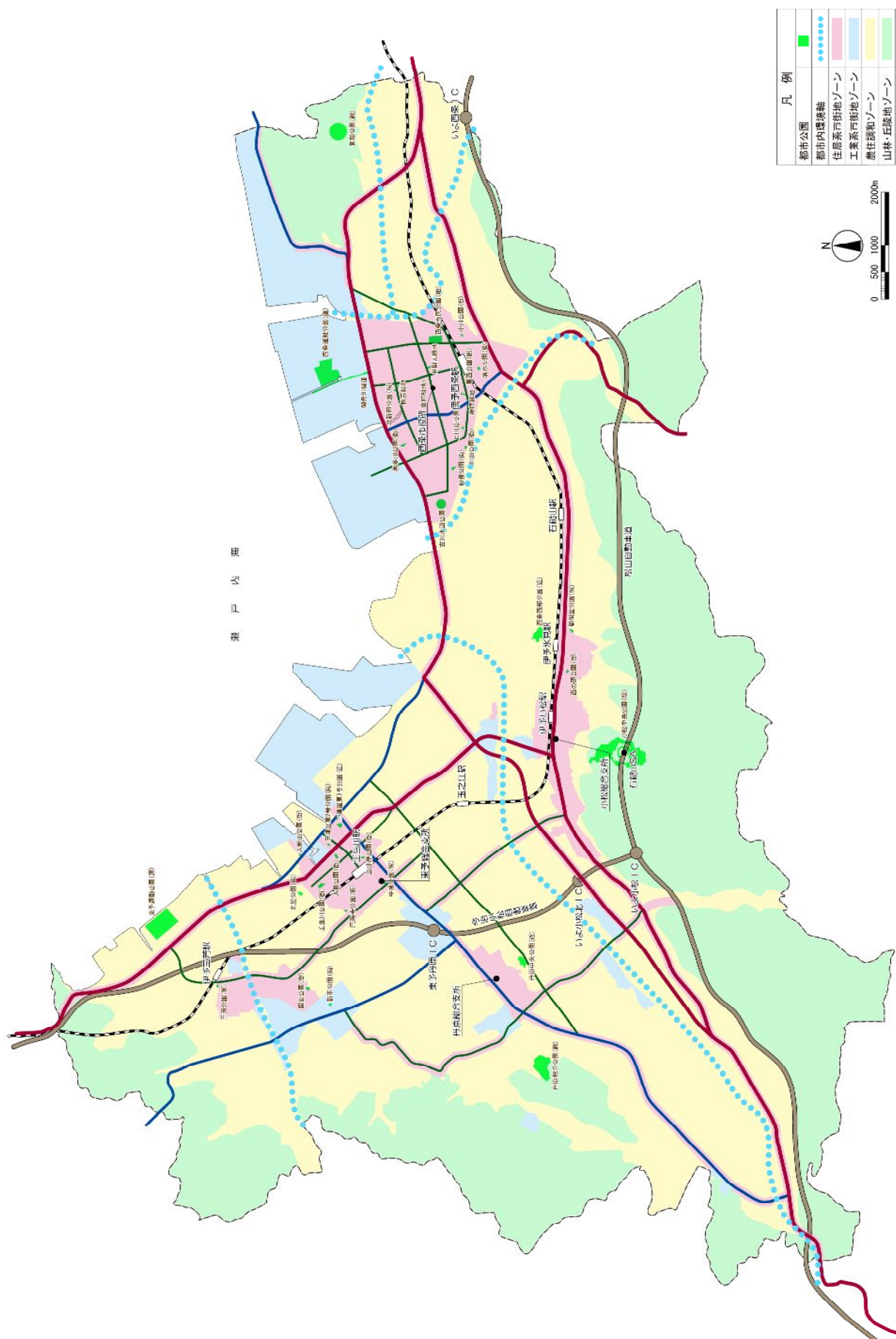
③ その他の公園緑地

自然環境に優れた古川地区の遊水池を利用した古川水辺公園の整備を推進します。

石鎚山を代表とする地域の自然的・歴史的・文化的遺産を活用した公園整備を推進し、特に円山森林公園については、恵まれた自然環境を活かした多様な交流施設や学習施設の整備を推進します。

永納山遺跡の保存・活用と一体となった自然海岸公園等レクリエーション拠点の整備を推進します。

●公園・緑地整備の方針図



3-4. 河川・上下水道整備の方針

(1) 河川・下水道・水道整備の基本的な考え方

加茂川をはじめとする河川は、西条市の重要な都市構造構成要素であり、洪水等の災害から人命や財産を守る役割とともに、環境・景観・水資源の保全等多様な機能を有しています。このため、洪水防御や水資源の確保など河川機能の強化を図りつつ、生態系の保全や親水の視点をもった快適な河川環境の創出に努めます。

西条市の公共下水道普及率は、平成 19 年度末で 47.9%（全国平均 71.7%）、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を含む污水处理人口普及率は 64.0%（全国平均 83.7%）と、全国平均に比べ低い水準にあり、さらなる整備を図る必要があります。このため、経済性や対象地域の特性を十分に配慮しつつ、より効率的で効果的な手法を検討し、整備を進めます。

安定した水道事業を推進するためには、経営基盤の強化、安心で快適な給水の確保や災害対策の充実等が課題になっています。このため、平成 21 年度策定予定としている地域水道ビジョンにおいて「安心」「安定」「持続」「環境」を施策目標とし、具体的施策を示すとともに平成 18 年度に策定した西条市水道事業中期経営計画に基づき、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。

(2) 河川整備の方針

市管理河川において、河川の重要度、近年発生した洪水などを勘案して必要な河川改修を推進し、洪水等の水害の防止、被害の低減に努めます。

加茂川では「ふるさとの川モデル事業」などにより市民が水辺と親しめる空間を確保してきました。今後も河川管理堤等を遊歩道・親水空間等に活用するなど、生活に潤いをもたらす環境の整備を進めます。

(3) 下水道整備の方針

衛生環境の改善、地下水の保全、市街地の浸水防除など、市民の安全で快適な生活環境を確保していくため、下水道計画区域内の污水施設と雨水施設の整備を図っていきます。

污水整備に関しては、未普及地区の管渠整備を進めるとともに、汚水流入量の増加に対応して、終末処理場（浄化センター）の処理施設を増設します。また、老朽化する施設に対しても更新などの対応により適正な機能維持に努めます。

雨水整備に関しては、各排水ポンプ場、雨水排水路の整備、改修を進めることにより、浸水地区の解消に努めるとともに、水の文化都市にふさわしい、美しい水辺の景観の維持向上を図ります。

(4) 水道整備の方針

上水道施設は、東部地区、西部地区、東予地域、丹原地域及び小松地域において、老朽化した施設の更新や施設の耐震強化など災害に強いライフラインの確立に努めます。

簡易水道施設は、上水道施設との統合を図ることで、施設の基盤整備を行います。

一方、塩水化が懸念されるひうち地区や隣接する内陸部の地域では、新たな給水区域を検討します。

4. 環境形成の方針

4-1. 環境形成の基本的な考え方

西条市は山々、田園、海及びこれらをつなぐ河川など、多様な自然環境に恵まれ、市民に親しまれています。特に、水資源は西条市をイメージづける重要な要素となっています。

一方、資源の少ない市街地では、市民は魅力的な都市環境の創出を求めており、市街地と調和した都市環境づくりが課題となっています。また、環境意識の高まりとともに、産業廃棄物も含めたごみ問題の解消のための（持続可能な）資源循環型社会の実現も課題となっています。

このような状況を踏まえ、恵まれた水資源、石鎚山をはじめ山岳、瀬戸内海などの自然環境の保全を図るとともに、適切な開発規制を通じた無秩序な開発の防止や魅力的な都市環境の形成を推進し、質の高いまちづくりを目指します。

4-2. 環境形成の方針

（１） 自然環境の保全・活用の方針

① 水資源の保全・活用に関する方針

西条市の水資源は、生活用水をはじめ農業用水、工業用水等に幅広く利用されており、その水量の確保、水質の保全は非常に重要な課題です。

西条市の特徴でもある地下水は、現在のところ十分な地下水量が貯留されていると推定されますが、都市化の進展等により地下水位の低下が懸念されています。

現在の良質かつ豊富な水資源を将来に引き継ぐために、河川の河床浸透力の確保に努めるなど有限な地下水の保全を図るとともに、水質の保全、浄化を図ります。

また、河川は多数の野鳥や魚などが棲息する自然環境豊かな空間であり、これらの活用を図り親水空間の形成に努めるとともに、河川改修にあたっては多自然型川づくりを進めるなど自然環境の再生を図ります。

さらに、西条市の海岸線は南東部が臨海工業地となっていますが、北西部の高須海岸や河原津海岸では自然海浜が存在し、市民や観光客の憩いの場となっています。今後もこれらの自然海浜は保全し、市民の憩いの場や観光レクリエーションの場としての活用を図ります。

② 山林の保全・活用の方針

市街地の背後に広がる山林は、国土の保全、清らかな水資源のかん養、酸素供給、大気浄化、動植物の保護等の公益的機能が発揮できるように保全します。また、市民が利用しやすい位置にある永納山一帯や市民の森、円山森林公園などは、環境学習や保健休養機能等が充実できるように保全を図ります。

また、山林を切り開く開発については、適正な土地利用規制等により無秩序な開発を抑制し、開発時においても動植物等との共生に配慮した開発を促進・誘導します。

③ 優良農地の保全・活用の方針

西条市では加茂川や中山川等の主要河川流域をはじめとして、市街地を取り巻くように水田を主体とする農地が広がっています。これらは農作物の生産のみならず、環境保全、防災機能や景観など都市を構成する上で重要な役割を担っていることから、今後も安定した農業経営を支援するとともに、集団的な優良農地の保全や多面的な機能の活用を図り、豊かな田園環境を保全します。

また、最近増加している遊休農地などは、集落営農組織の育成や担い手への利用集積を推進するとともに、市民農園等への活用を検討し、農地の有効活用を図ります。

(2) 都市環境の保全・活用の方針

① 市街地内での快適な水辺や緑地空間の形成

西条市の個性と魅力の向上を目指し、これまで取り組んできた「ふるさとの川モデル事業」、「アクアトピア事業」等を継承し、市街地内の河川や水路などの水辺空間をできる限り親水空間等として整備・活用を図ります。

市内には多くの社寺があり、大樹や老樹などがある境内は地域のシンボルとして親しまれています。これらの社寺境内地の緑地空間を都市内の貴重な環境緑地として保全・活用します。

都市計画道路等の幹線道路においては、街路樹を設置し、都市内の緑のネットワークの形成に努めます。

② 資源循環型社会の実現のための方針

資源循環型の社会を形成していくためには、市民一人ひとりが問題意識を持ち、河川や森林等の自然環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、ごみの“発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）”に努めるとともに、自然エネルギーの活用や省エネルギー施策などを推進することによって、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを目指していきます。

(3) 人にやさしいまちづくりの方針

① 建築物等の改善・整備による“だれもが気軽に外出できる仕組みづくり”

各地区に形成されている市街地を拠点に安全で快適に生活できるまちづくりを目指します。

公共施設や駅前など特に多くの人が集まる空間においては、ユニバーサルデザインの積極的な導入を図り、だれもが利用しやすい施設環境づくりに努めます。

電車、バス、タクシーなどの乗り場や、車両などの公共交通機関について、その整備・改善を関係機関等に要請します。

② 道路の整備・改善による“安全でゆとりのある空間づくり”

都市計画道路の整備に際しては、より高齢者や障害者にやさしい道路形成を推進します。

既設の歩道については、段差の解消をはじめバリアフリー化のための改善を推進します。

より安全で安心な横断ができるように、障害者用の信号機設置や、横断歩道部の段差の改善、歩道部と連続した点字ブロックの敷設など、安全な移動を確保する構造を取り入れます。

5. 都市景観形成の方針

5-1. 都市景観形成の基本的な考え方

西条市には、西側と南側に広がる山地や海・河川の水辺などの自然景観と城下町の風情を残す歴史的な景観、地域住民がつくりあげてきた地域固有の景観、都市化に伴って新たにつくられた市街地景観や道路沿道景観などがあります。

これらの景観は、それぞれが西条市のアイデンティティーとなる要素であり、地域の特性にあわせて大切に保全したり、改善したりしていく必要があります。

このため、都市景観を構成する景観特性ごとに景観形成の方針を定め、自然景観等と調和した良好な都市景観の形成を推進します。

5-2. 都市景観形成の方針

(1) 景観に関する総合的な計画策定

西条市は、平成 17 年 10 月に景観法に基づく景観行政団体となり、地域の景観行政を担う主体となったことから、景観計画の策定や景観条例の制定、屋外広告物の適切な規制・誘導策などを検討し、住民、事業者、行政が一体となって良好な景観づくりを進めます。

(2) 魅力的な市街地景観の形成

① 住宅地景観

低層の戸建て住宅が広がる地域は、敷地周りの生垣化を促進するなど、ゆとりと潤いのある景観の誘導に努めます。

住宅と工場が共存する地区は、工場の緑化や周辺に調和した外観形成等により、周辺の住宅と調和した景観形成を誘導します。

② 商業・業務地景観

市街地の商業・業務地は、地域特性を活かした統一感のある景観形成や歩行者空間の創出を図り、快適で賑わいのある都市空間の創出に努めます。

特に、ＪＲ伊予西条駅周辺は西条市を印象づける空間として、陣屋跡周辺の歴史的まちなみの保全や「水の都」を演出するデザイン要素を取り入れた空間形成を図ります。

また、電線類の地中化や放置自転車の排除など景観阻害要因の排除に努めるとともに、回遊性を持った歩行者ネットワークの形成に努めます。

③ 幹線道路沿道景観

沿道型の商業地が形成されている国道等の幹線道路沿道では、屋外広告物の大きさや色彩等を地域特性にあったものに統一するように誘導など、西条市のイメージが感じられる魅力的な沿道景観への改善を誘導します。

④ 工業地景観

臨海部の工業団地については、事業者との協力のもとに接道部分等における統一感のある緑化を促進し、緑豊かな工業地景観の形成を図ります。また、市街地内等の中小規模の工場についても、工場敷地内や接道部分の緑化を促進します。

(3) 豊かな自然景観の保全と活用

① 田園・集落地景観

田園地域内に点在する既存集落は、住宅周囲や敷地内の緑化等により、周辺の農地との調和を図り、潤いと広がりのある田園・集落地景観の形成を図ります。

農地は、地域の生活と密着した人々の原風景となる景観であり、地域の景観資源として優良農地等の保全と活用を図ります。また、耕作放棄地等についても、レンゲ、コスモスなどの景観作物の作付けを推進するなど田園・集落地景観の改善に努めます。

② 山林景観

南の四国山地（石鎚山）と西の高縄山系などの緑豊かな山並みは、西条市の市街地の背後の景観を形づくる最も重要な要素となっています。このため、道前平野から望む眺望景観を保全するとともに、自然を活用した交流空間づくりに努めます。

③ 山麓景観

西条市の山麓部には国道 11 号が通り、周辺には四国霊場の札所も多く立地するなど古くから集落地が形成され、多くの道標や常夜灯などが残されています。また、東温市との境界部には桜の名所となっている桜三里や中山川溪谷などがあり、市民に安らぎを与える場となっています。これらの自然や歴史資源は地域住民とともに大切に保全していくとともに、観光等への活用を図ります。

④ 水辺景観

旧西条市内には、「うちぬき」と呼ばれる自噴井があり、古くから水の都として発展し、水をテーマとした施設が市街地内に点在しています。これらの施設は西条市を特徴づける重要な景観要素であり、今後とも整備、充実を図ります。

加茂川や中山川をはじめとする河川は、西条市の骨格を形成する景観軸であり、隣接する田園集落地や市街地との調和のとれた景観形成を推進します。

臨海部の大部分は海岸の埋め立て等により臨海工業地が形成されていますが、北西部の高須海岸や河原津海岸では美しい自然が残っており、後背部の丘陵地等とあわせて海と陸地部の景観が調和したウォーターフロント景観の創出に努めます。

6. 都市防災の方針

6-1. 都市防災の基本的な考え方

まちづくりの原点は安全の確保であるとの基本認識に立ち、誰もが安全で安心して生活できる、災害に強いまちづくりを推進します。

6-2. 都市防災の方針

(1) 災害に強い都市づくり

① 災害危険箇所の整備

土砂災害、危険箇所等については、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、関係機関と協議の上、災害危険箇所に対する防災対策や土砂災害警戒区域の指定を行います。

高潮、浸水、洪水などの水害対策としては、高潮対策事業、河川改修事業などを進めます。

また、警戒・避難・救護等の緊急対策に関する体制を整備します。

② 防災拠点の整備

西条運動公園、西条西部公園、東予運動公園、丹原総合公園及び小松中央公園を防災拠点として位置づけ、災害時の広域避難地としての機能強化を図ります。

また、地震災害時の物資輸送拠点として、東予港壬生川地区の耐震強化岸壁等を位置づけ、防災機能の充実を図ります。

③ 避難地・避難路等の確保

災害時における避難者の安全確保と火災の延焼防止等を図るため、市街地内の公園や幹線道路等におけるオープンスペースの確保を図ります。

市民の生命及び財産の安全を確保するため、一定の指定基準のもと、避難所（一時避難場所・収容施設）及び避難路を選定・整備し、確保します。また、高齢者や障害者等、避難所での生活に特別な配慮を要する市民を収容できる、福祉避難所の指定についても検討します。

④ 密集市街地の整備

中心市街地や東予地域の国安地区等は、生活道路が狭隘なところに木造家屋が密集する地区となっており、震災等に備えて建物の不燃化や都市計画道路の整備を積極的に推進します。

⑤ 臨海部の緩衝緑地の整備

臨海部工業地帯では一部緩衝緑地が整備されていますが、将来的にも良好な都市環境を形成していくとともに、防災の観点から、より一層の緩衝緑地の整備を推進します。

7. 住宅整備の方針

7-1. 住宅整備の基本的な考え方

住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害者世帯などに対するセーフティーネットの構築を図るため、需要に応じた公営住宅の供給に努めます。

また、少子・高齢化の進行や地震等の災害、環境問題などさまざまな課題や多様な住宅ニーズに対応するため、質の高い住宅づくりや住宅地の基盤整備を進め、地域住民と協力して良好な住環境の形成に努めます。

7-2. 住宅整備の方針

(1) 公営住宅の整備・充実

住宅用火災報知器の設置や旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。

また、建替え、維持及び修繕は、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき計画的に事業を推進し、ユニバーサルデザイン化、子育て支援及び居住水準の向上など良好な住宅環境の形成に努めます。

(2) 質の高い住宅づくりの促進

① 住宅の耐震化の促進

木造住宅耐震診断の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震住宅の耐震化を促進します。また、耐震改修費の助成についても検討します。

② 快適な住宅づくり

住宅のバリアフリー化といった安全で安心な住宅づくりを促進するとともに自然エネルギーの活用や省エネルギー、敷地内の緑化など環境に配慮した住宅づくりを促進します。

(3) 良好な住環境づくり

① 住環境基盤の整備

安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備等、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。

② 多様なニーズに対応した良好な住環境づくり

安心して子どもを生み育てられる住環境や高齢者にやさしい住環境をはじめ、多様な居住形態やニーズに対応できる住環境づくりに努めます。

特に、木製都市構想実現に向けた取り組みや支援の方策についての検討を行います。

③ 密集市街地の改善

老朽木造住宅が密集する地域では、住宅の不燃化や耐震化を促進するとともに、地区内の道路の改善など住環境の改善に努めます。